

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 1 月 1 6 日

(一社) 全国労働保険事務組合連合会  
岩手支部会長 } 殿  
各労働保険事務組合の長

岩手労働局総務部  
労働保険徴収室長

特別加入の対象となる中小事業主（医療業）の範囲について

労働保険事務組合業務につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、各業種に係る使用労働者数の上限の判断にあたり、とりわけ開業医の特別加入の適用の可否における使用労働者の上限に関する疑義照会が増加しており、その取扱いについて周知徹底を図るよう通知がありましたので、下記事項に留意のうえ事務処理を行っていただくようお願いいたします。

#### 記

労働保険の特別加入における中小企業の規模は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の中小企業の範囲を参照しており、金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、原則として日本標準産業分類によります。

開業医等の医療、福祉に係る業種については「サービス業」に当てはまり、常時 100 人以下の労働者を使用する事業主が対象となる点に留意願います。

【参考】

特別加入者としての中小事業主等とは、以下の①、②にあたる場合をいいます。

- ① 表1に定める数の労働者を常時使用する事業主(事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者)

※労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人(事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など)

表1 中小事業主等と認められる企業規模

業 種	労働者数
金 融 業 保 険 業 不 動 産 業 小 売 業	50 人以下
卸 売 業 サ ー ビ ス 業	100 人以下
上記以外の業種	300 人以下